

相続税の申告と納税

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

【相続税の申告と納税が必要な場合】

相続税の申告と納税は、相続又は遺贈により取得した財産(被相続人の死亡前 3 年以内に被相続人から贈与により取得した財産を含みます。)及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の額の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合に必要です。

ただし、遺産に係る基礎控除額の範囲内であれば申告も納税も必要ありません。

【相続税の申告書の提出】

相続税の申告書は、**被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内に提出**することになっています。(注 2)

例えば、2 月 14 日に死亡した場合にはその年の 12 月 14 日が申告期限になります。

なお、この期限が土曜日、日曜日、祝日に当たるときは、これらの日の翌日が期限となります。

申告期限までに申告をしなかった場合又は実際に取得した財産の額よりも少ない額で申告した場合には、本来の税金のほかに加算税や延滞税がかかる場合があります。

また、相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡の時ににおける住所が日本国内における場合には、被相続人の住所地を所轄する税務署です。財産を取得した人の住所地を管轄する税務署ではありません。

【相続税の納税】

相続税の納税は、**上記の申告期限までに行う**ことになっています。

申告期限までに申告しても、税金を期限までに納めなかったときは利息にあたる延滞税がかかる場合があります。

なお、相続税について延納又は物納を希望する場合には、申告書の提出期限までに税務署に申告書などを提出して許可を受ける必要があります。



(注1) 相続税の申告のために必要な準備
(相続税法第11条の2、第13条、第22条～
第26条、第27条、第33条、第38条、第39
条、第41条、第42条、第55条、附則第3条、
相続税基本通達27-3)

相続税の申告のためには、相続人の確認、
遺言の有無、遺産と債務の確認、遺産の評
価、遺産の分割などの手続が必要です。

イ 相続人の確認

被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せて相続人を確認します。

ロ 遺言書の有無の確認

遺言書があれば遺言書を開封する前に家庭裁判所で検認を受けます。

ただし、公正証書による遺言は検認を受ける必要はありません。

ハ 遺産と債務の確認

遺産と債務を調べてその目録や一覧表を作成しておきます。

また、葬式費用も遺産額から差し引きますので、領収書などで確認・保存しておく必要があります。

ニ 遺産の評価

相続税が課される財産の評価については、相続税法と財産評価基本通達により定められており、国税庁のホームページで公表されています。

ホ 遺産の分割

遺言書による遺産の分割を行わない場合には、相続人全員で遺産の分割について協議し、分割協議が成立した場合には、**遺産分割協議書**を作成します。

なお、相続人の中に未成年者がいる場合には、その未成年者について家庭裁判所で特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。この場合、特別代理人が、その未成年者に代わって遺産の分割協議を行います。

また、期限までに分割できなかったときは民法に規定する相続分で相続財産を取得したも
のとして相続税の申告をすることになります。

(注2) 相続財産が分割されていない場合の相続税の申告(相続税法第19条の2、第27条、第31条～第33条、55条、租税特別措置法第69条の4)

相続税の申告は、相続財産が分割されていない場合であっても、10か月という期限内にしなければなりません。分割されていないことを理由に、申告期限を延ばすことはできません。そのため、相続財産の分割協議が成立していないときは、各相続人などが民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合にしたがって財産を取得したものとして相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。

その際、相続税の特例である小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例や配偶者の税額の軽減の特例などが適用できない申告となります。

(注3)

相続財産が未分割で民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合で申告した後に、相続財産の分割が行われ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額とが異なるときは、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更生の請求をすることができます。